

# 10 就業支援に関すること

★障がいのある方の就業について、相談・支援を行います。

鳥取公共職業安定所（ハローワーク鳥取） ☎ 0857-23-2021 FAX 0857-22-6906  
 倉吉公共職業安定所（ハローワーク倉吉） ☎ 0858-23-8609 FAX 0858-22-6494  
 米子公共職業安定所（ハローワーク米子） ☎ 0859-33-3911 FAX 0859-33-3959  
 米子公共職業安定所根雨出張所（ハローワーク根雨）  
 ☎ 0859-72-0065 FAX 0859-72-1371

鳥取県立鳥取ハローワーク ☎ 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502  
 鳥取県立倉吉ハローワーク ☎ 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113  
 鳥取県立米子ハローワーク ☎ 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586  
 鳥取県立境港ハローワーク ☎ 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609

★障がいのある方の職業訓練を行っています。

鳥取県立産業人材育成センター倉吉校 ☎ 0858-26-2247 FAX 0858-26-2248

★障がいのある方の職業、雇用に関する相談・支援を行っています。

◎障がいのある方に対して

- ・職業相談・職業評価～就職活動や職業生活について、障がい状況等を踏まえた取組みの検討を支援します。
- ・職業準備支援～一定期間の通所を通じて職業生活に向けた準備を支援します。

◎事業主に対して

- ・障がい者の採用計画、雇用管理、職場定着等に関する相談・支援を行います。

◎障がいのある方及び事業主双方に対して

- ・ジョブコーチ支援事業～ジョブコーチが職場を訪問して支援を行います。
- ・リワーク支援～うつ病等で休職中の方の職場復帰支援を行います。

鳥取障害者職業センター ☎ 0857-22-0260 FAX 0857-26-1987

★障がいのある方の仕事と生活の総合相談窓口です。福祉施設や事業所等における基礎訓練や職業準備訓練の紹介をしています。

事業主に対する雇用管理に関する助言や就職後の職場定着支援も行っています。

障害者就業・生活支援センターしらはま

鳥取市伏野 2259-17 ☎ 0857-59-6060 FAX 0857-59-2022

障害者就業・生活支援センターくらよし

倉吉市住吉町 37-1 ☎ 0858-23-8448 FAX 0858-23-8456

障害者就業・生活支援センターしゅーと

米子市道笑町 2 丁目 126-4 稲田地所 第 5 ビル 1 階

☎ 0859-37-2140 FAX 0859-37-2140

★就労継続支援事業所の就労事業に関する相談に応じたり、受注拡大・販路拡大に関する

営業活動を行い、事業所、企業との調整を行っています。

NPO 法人鳥取県障害者就労事業振興センター

〈本部・米子事務所〉

米子市東福原 1-1-45 (西部総合事務所県民福祉局内)

☎ 0859-31-1015 FAX 0859-31-1035

〈ワークコーポとっとり・鳥取事務所〉

鳥取市商業町 403-1 ☎ 0857-50-1122 FAX 0857-50-0960

## (1) 訓練・助成

障がいのある方がより早く仕事に適応できるように様々な訓練を行っています。訓練期間中の手当の支給制度もあります。

### 職業訓練

就業のために必要な技術・知識を身につけるための職業訓練を実施します。

【対象者】 身体障がいのある方、知的障がいのある方等。

【注意事項】 ハローワークに求職申込していること

【窓口】 産業人材育成センター倉吉校、公共職業安定所 (ハローワーク)

※鳥取県ふるさとハローワーク八頭・県立ハローワークでは受付していません。

くんれん て あて  
訓練手当

こうきやうしよくぎやうあんていしやうじやう じゆこう し じ こうきやうしよくぎやうのうりよくかいはつ し せつ めい な しよくぎやうくんれん じゆこうしや  
公共職業安定所長の受講指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練の受講者に  
たい とうとう せ さく そうごうてき すいしんなら とうとうしや こやう あんていおよ じよくぎやうせいかつ じゆじつとう かん  
対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する  
ほうりつ ちと えんじよ そ ち くんれん きかんちやう くんれん て あて しきやう  
る法律に基づく援助措置として、訓練期間中に訓練手当を支給します。

【注意事項】 雇用保険法による失業給付等の受給者は対象になりません。

【窓 口】 県産業人材課、産業人材育成センター倉吉校、  
こうきやうしよくぎやうあんていしよ  
公共職業安定所（ハローワーク）

とっとりけん や ず けんりつ うけつけ  
※鳥取県ふるさとハローワーク八頭・県立ハローワークでは受付していません。

しょう がた たいしやう とっとりけんしよくいんさいしやう し けん せいしよくいん かいけいねん どのんしよくいん めい な  
障がいのある方を対象とした鳥取県職員採用試験（正職員・会計年度任用職員）を行っています

じゆけん し かくとう くわ ちよくせつまどぐち と あ  
・受験資格等がありますので、詳しくは直接窓口にお問い合わせください。

【対 象 者】 身体障がいのある方…正職員、会計年度任用職員

ちてきしやう せいしよくいん かいけいねん どのんしよくいん  
知的障がいのある方…正職員、会計年度任用職員

せいしんしやう せいしよくいん かいけいねん どのんしよくいん  
精神障がいのある方…正職員、会計年度任用職員

【窓 口】 正職員

しんたいしやう せいしんしやう かつ  
身体障がい、精神障がいのある方

けんじん じ いんかい じ む きよく  
県人事委員会事務局

☎ 0857-26-7553 FAX 0857-26-8119

ちてきしやう かつ  
知的障がいのある方

けんじん じ き かく か  
県人事企画課

☎ 0857-26-7032 FAX 0857-26-8140

かいけいねん どのんしよくいん  
会計年度任用職員

けんじん じ き かく か  
県人事企画課

☎ 0857-26-7032 FAX 0857-26-8140

けんきやういく いんかい じ む きよくぎやういく そう む か  
県教育委員会事務局教育総務課

☎ 0857-26-7578 FAX 0857-26-8185

## ジョブコーチによる支援

障がいのある方が職場に適應できるよう、ジョブコーチが職場を訪問し、障がいのある方と事業主の双方に支援を行います。(費用は無料です)

### 【障がい者への支援例】

- 職場のルールやマナーを理解し、行動するための助言
- 仕事に適應する(作業能率を上げる、作業ミスを減らす)ための支援
- 人間関係や職場でのコミュニケーションに関する助言
- 健康管理、生活リズムの構築支援

### 【事業主への支援例】

- 障がいを適切に理解し配慮するための助言
- 仕事の内容や指導方法についての助言

【窓 口】 東部 鳥取障害者職業センター 鳥取市吉方 189

☎ 0857-22-0260 FAX 0857-26-1987

中部 障がい者職場定着推進センターくらよし 倉吉市住吉町 37-1

☎ 0858-23-8448 FAX 0858-23-8456

西部 障がい者職場定着推進センターあしすと  
米子市道笑町 2 丁目 126 桑本ビル 1 F

☎ 0859-34-6568 FAX 0859-23-6164

## 障害者トライアル雇用

ハローワーク等の紹介により、障がいのある方を事業所に一定期間(原則 3 か月(テレワークを行う場合は最大 6 か月)、精神障がい者は最大 12 か月) 試行雇用し、早期就職を図ります。

【窓 口】 公共職業安定所(ハローワーク)、県立ハローワーク

## 障害者短時間トライアル雇用

すぐに週 20 時間以上働くことが難しい精神障がいのある方、発達障がいのある方を、事業所に 3 か月から 12 か月以内の期間で、試行雇用(週所定労働時間は週 10 時間以上 20 時間未満)し、期間内に週所定労働時間 20 時間以上を目指します。

【対象者】 精神障がい及び発達障がいのある方。

【窓 口】 公共職業安定所(ハローワーク)、県立ハローワーク

## 職場実習

一般の事業所へ就職を希望する障がいのある方に対して、実際に事業所で実習をしています。ただ、就職へ必要な訓練を行います。

【対象者】 障害者就業・生活支援センターに登録している障がいのある方、障がい者福祉施設等を利用している方、特別支援学校の生徒。

【窓口】 障害者就業・生活支援センター、障がい者福祉施設、特別支援学校

## リワーク支援（職場復帰支援）

うつ病等の精神疾患で休職している方、休職している従業員の職場復帰を考えている事業主に対し、主治医と連携し、職場復帰に向けた調整やウォーミングアップ支援を行います。

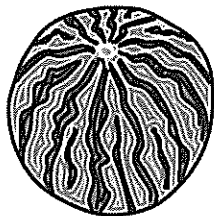
【窓口】 鳥取障害者職業センター

## 職業準備支援

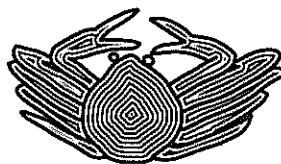
職業センター内での作業支援や各種講座を通じて、職場の基本的ルールや作業遂行力、職場でのコミュニケーション、職業に関する知識などを身につけるための支援を行います。

【窓口】 鳥取障害者職業センター

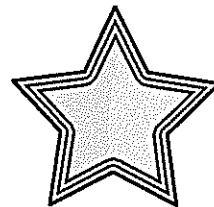
ぐー



ちよき



ばー



## (2) 工賃（賃金）の支払いについて

就労の訓練を行う事業所（施設）では、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が工賃（賃金）として支払われます。

### 平均工賃月額推移

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
14,429 円	15,292 円	16,686 円	17,090 円	17,179 円	16,810 円
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
17,169 円	18,312 円	19,511 円	19,481 円	19,203 円	19,797 円

※直近の工賃の詳細については県のホームページで公表しています。

URL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/96955.htm>

※平成 23 年度以前は就労継続支援 B 型事業所、授産施設、小規模作業所（日中活動型を除く。）の平均

※平成 24 年度以降は就労継続支援 B 型事業所の平均

※あくまでも平均額であり、施設・事業所の利用者すべてにこの額が支給された訳ではありませんので、ご注意ください。

